



2025年6月16日

各 位

株式会社クシム

代表取締役 田原 弘貴

(証券コード:2345 東証スタンダード市場)

(お問合せ先)代表取締役 田原 弘貴

電話03-6427-7380(代表)

当社取締役に対する他社IRへの見解

2025年6月13日に株式会社ネクスグループより「当社子会社における旧役員の情報アクセスに関する調査のお知らせ」なる情報開示(以下「本件開示」といいます)が行われました。

本件開示について事実と異なるまたは重大な誤解を招きかねない記載があること、及びその記載により当社取締役田中遼氏の名誉を毀損しかねない記載があることから、当社として経緯のご説明と見解を表明いたします。

記

1. 本件の経緯

2025年4月1日まで当社取締役であったもの(以下「旧経営陣」といいます)は、当社の決算作成に必要な会計資料等の資料群を当社内に残さないまま、当社の主要子会社群(ZEDホールディングス株式会社及び傘下子会社)を株式会社 CAICA DIGITALに代物弁済という形式で譲渡し、その後に株式会社ネクスグループへと当該主要子会社は売却されました。(なお、当社は、株式会社 CAICA DIGITAL及び株式会社ネクスグループによるZEDホールディングス株式会社の株式取得についてその効力を争っており、本開示はそのような当社の請求を放棄するないし争わないという趣旨を含まないことを、あらかじめ申し添えます。)

当該一連の主要子会社群の移転に伴い、上記の会計資料等の資料群は、旧経営陣ならびに株式会社ネクスグループ及びZEDホールディングス株式会社(以下「ネクスグループ等」といいます)の管理下に置かれるに至ったため、当社としては、当社の決算作成に必要な範囲において、ネクスグループ等に対して、上記資料群の提供を求めざるを得な

い状況となりました。

以上の経緯から、当社は半期報告書(金融商品取引法第24条の5)及び決算短信作成のため、ネクスグループ等へ複数回正式に資料提供を要請しましたが、十分な対応は得られませんでした。

また、旧経営陣の松崎祐之氏より「各社に直接データ提供を求めてほしい」との回答が2025年5月6日にあったため、当社はZEDホールディングス株式会社の役職員に対し正式に資料提供を依頼しました。

しかしながらこれらの資料が得られなかつたため、最終的には監査法人から監査証拠不足の指摘及び本件に対する追加の対応の必要性に関する指摘を受け、当社は半期報告書の提出期限延長を申請し、承認されました(2025年6月13日付開示「[2025年10月期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ](#)」)。

2. 本件開示に関する当社見解

株式会社ネクスグループが2025年6月13日付で公表したリリースには、当社取締役がチューリンガム株式会社の機密情報を大量にダウンロードした上で当社に提供を求めた旨の指摘が記載されています。しかしながら、当社といたしましては同リリースには事実誤認及び法的評価について当社の見解と大きく異なる点がございます。以下、主たる論点ごとに当社の見解を述べます。

第一に、当社取締役がチューリンガム社の機密情報を「違法に」要求したとの主張についてです。当社取締役が提出を求めたのは、半期報告書及び決算短信を作成するため不可欠な財務データ及び取締役会議事録などに限られており、当社としては会社法及び金融商品取引法が予定する開示義務を履行する上で必要かつ相当な範囲にとどまっていると考えております。取締役には善管注意義務(会社法第330条、355条)に基づき、適切な情報を収集・報告する責務が課せられております。また、当社取締役による情報提供の要請方法は適切なプロセスを踏んだものであり、適法な態様によるものであることは明らかでした。そのため当社取締役が資料の提供を要請したことは正当かつ適法な業務行為に他なりません。

第二に、大量ダウンロードが行われたとの指摘について、当社はそのような事実を確認しておらず、ネクスグループから当社に対して正式な調査結果も示されておりません。当社が要請したのは、決算作成に必要な最低限の資料に限られており、過大な範囲に及ぶ取得は一切行っておりません。

第三に、ネクスグループが民事・刑事措置を検討しているとする点について、当社は前記のとおり適法かつ合理的な情報提供要請を行ったものと確信しております。仮に訴訟が提起された場合には、法廷において当社の正当性を示す所存です。

3. 当社の対応方針

当社は、株式会社ネクスグループに対し、半期報告書及び決算短信の適時開示を実現するためには必要な資料群の提供を行うことをこの場でも改めて要請いたします。

同時に、株式会社ネクスグループが上場企業として適切かつ節度ある情報開示体制を構築し、両社株主の不安をいたずらに煽ることのないよう強く求めます。当社といたしましても、情報開示においては株主およびステークホルダーの皆様への誠実な対応を心がけていくことから、これ以上の本件並びに本件に関連する株式会社ネクスグループの情報開示に対する積極的言及は控えさせていただきます。

その上で、今後も当社役職員に対する名誉を毀損しかねない情報開示が継続する場合には、必要に応じ法的措置を検討いたします。

以上